

議員政治倫理条例施行規則の一部改正に関するアンケート結果について

1. アンケート対象者

条例等検討分科会委員 8 名（会長を除く）

2. 回答総数

7 件（会長を除く）

2. アンケートの結果

- ・ 5 月 8 日開会の条例等検討分科会で提案された改正（案）に賛同する。

⇒ 4 名

- ・ 修正（案）を提示する。

⇒ 3 名

	修正（案）	備考
1	（補助金等の交付を受けている団体を代表する役員への就任） 第 2 条 略 2 条例第 3 条第 4 号に規定する補助金等の交付を受けている団体を代表する役員とは、前項に掲げる団体の長 など で当該団体の執行権を有する者とする。	
2	（補助金等の交付を受けている団体 を代表する の役員への就任） 第 2 条 略 2 条例第 3 条第 4 号に規定する補助金等の交付を受けている団体を代表する役員とは、前項に掲げる団体の 長で当該団体の執行権を有する者が役員と規定 する者とする。	
3	（補助金等の交付を受けている団体を代表する役員への就任） 第 2 条 略 2 条例第 3 条第 4 号に規定する補助金等の交付を受けている団体を代表する役員とは、前項に掲げる団体の 長で当該団体の執行権を有する者 規約に定める役員とする。	